



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 若 築 建 設 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 福 島 章 雄
(コード番号 1888 東証第 1 部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 人 事 部 長 長 谷 川 洋 一
TEL (03) 3492 - 0271

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、定款一部変更に関する議案を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 193 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)(以下「決済合理化法」という。)の施行に伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1)決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。そのため、現行定款第 7 条(株券の発行)および第 8 条第 2 項(単元未満株券の不発行)の規定は不要となりますので、これを削除するものであります。
- (2)その他、表現の整備を行うとともに、条文の削除に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日(予定)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日(予定)

以 上

(別紙 定款変更の内容)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(株券の発行) 第7条 当社は、その株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 2. 前条の規定にかかわらず当社は、<u>単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第9条 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の<u>変更、単元未満株式の買取および買増請求の取扱い、その他株式に関する手続ならびに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第10条～第12条 (条文省略)</p> <p>(基準日) 第13条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載<u>または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>第14条～第34条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当決定機関) 第35条 当社は、取締役会の決議により、<u>法令が定めるところにより、剰余金の配当等を行うことができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、前項に定める剰余金の配当等を株主総会の決議によつては行わない。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第36条 剰余金の配当としての期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</p> <p>第37条～第38条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 (削除)</p> <p>(株式取扱規程) 第8条 当社の<u>株式に関する取扱い</u>は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第9条～第11条 (現行どおり)</p> <p>(基準日) 第12条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に<u>記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>第13条～第33条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第34条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によつて定める。</u> (削除)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第35条 剰余金の配当としての期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</p> <p>第36条～第37条 (現行どおり)</p>